

社会福祉施設子育て支援事業補助金に係る 協議書提出の際における注意事項

■ 令和7年度の補助について

★令和7年度子育て支援事業補助金は「産休代替職員費補助事業」のみを補助対象とし、「病休代替職員費補助事業」「育児短時間勤務加配事業」は補助対象外とします。

■ 共通事項

1. 補助を受けようとしている職員の人件費が、公的な財政措置や他の補助金の対象となっている場合は、補助対象外となります。
2. 協議書・申請書に記入する代表者は法人代表者としてください。
3. 協議書に日付の漏れがないようご注意ください。

■ 産休等代替職員費補助事業

- ・対象期間は、出産予定日の8週（56日）前から8週（56日）後までとなります。
 - ※多胎妊娠の場合、産前は14週（98日）からとなります。
 - ※出産予定日は産前56日の中に含まれます。
- ・法人が定める就業規則等で産休期間が産前8週、産後8週未満の場合は、その期間内での補助となります。
- ・産休職員に賃金を産休以前と同額支払っていることが必要です。
- ・産休後に退職予定の職員の代替職員は補助対象外です。